

2016 年度「エコロ助成」実施要項

1. 目 的

生活クラブ生活協同組合では、地域で豊かに暮らし続けるために、お互いに支えあう仕組みとして、一人月 100 円の会費を払い加入するエコロ制度を設けています。

毎年、その会費 100 円のうち 10 円（相当）を「エコロ基金」として積み立て、福祉に関わる団体・個人に助成金として経済的支援を行っています。

このことをきっかけに、安心して暮らし続けられるまちづくりが広がり、新たなたすけあいの仕組みが生み出され、住み慣れた地域の中でのつながりを深められることを期待しています。

2. 助成する活動

- ①「高齢」「障がい」「子育て」に関する支援活動および「その他福祉」に関する活動における、施設の改装・改築、備品の購入、シンポジウム・講演会・学習会などの開催、冊子等の作成。
- ②「高齢」「障がい」「子育て」をキーワードに、安心して暮らし続けられるまちづくりにおける調査・研究。
- ③その他、助成事業の目的に沿うと判断できる活動。

3. 応募資格

(1) 基本条件

次のいずれかに該当する団体および個人

- ①埼玉県内の各地域で活動している
- ②埼玉県内で新たに活動（事業）を始める

(2) 応募制限

1 団体および 1 個人で 1 件までとする

4. 助成金額と対象となる事業期間

(1) 金額

- ①総額は 200 万円を限度とする
- ②1 件あたり金額は 25 万円を限度とする

(2) 対象事業の実施期間

2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日

5. 応募に関する事項

(1) 説明会の開催と書類の配布

①募集に関する説明と所定書類の配布のために、事前に説明会を開催します。

日時；2016 年 9 月 17 日（土）10：00～11：30

場所；生活クラブ生活協同組合（埼玉） 本部 2 階会議室

※応募希望の方は、説明会に出席して下さい。欠席される場合は、福祉推進部までご相談下さい。

②支部の確認

生活クラブ生活協同組合（埼玉）の支部（代表者または運営委員会）の確認を受けて頂きます。承認ではありませんので、助成の可否とは関係ありません。活動拠点もしくはグループ代表者の所在地エリアの支部にお願いして下さい。不明な場合は福祉推進部までお問い合わせ下さい。

③組合員の紹介

応募に際して、支部の確認以外に、紹介組合員名（構成員可）の記載を要します。

(2) 応募の受付方法

第一次審査は書類で行います。不備・不明な点を明らかにできない場合には、応募を取り消します。追加の聞き取りや追加書類の送付をお願いすることがあります。

①提出書類

書類の名称または内容	書式
2016 年度エコロ助成応募用紙	指定書式A4 版×1 枚
活動事業の計画（対象期間）に関する書類	書式自由（できればA4 版）
助成対象に関する支出計画（見積り）書	
団体および個人の説明および活動実態を証明できる書類（任意団体の場合は総会資料など）	

②受付期間

2016 年 9 月 17 日（土）～2016 年 11 月 25 日（金） ※メール必着、消印有効

③書類の提出方法

電子メールと郵送で受け付けます。メール件名・封書表書きに「エコロ助成の応募」と明記して下さい。

メールの宛先；toru.hiramatsu@s-club.coop

郵送の場合；「11. エコロ助成に関するお問い合わせ郵送先」に、簡易書留でお送りください。

※提出物の返却は致しませんので、お手元にコピー等で保管して下さい。

6. 決定に関する調整事項

要項に規定していない事項で判断を要する場合は、必要に応じてエコロ委員会で検討・決定します。詳細な審査基準に関しては、別途検討し審査会での合意をはかります。

7. 助成決定後に関する事項

(1) 助成後の条件

①活動・事業・研究の開始もしくは途中で、福祉基金を受けて行う事業であることを地域に広報します。助成対象物等に「エコロ基金助成」シール（1 シートに 3 枚）を貼付して頂きます。助成決定の「お知らせ」に同封します。助成金で作成した印刷物には、『生活クラブエコロ助成活用』と記載して下さい。

②活動・事業・研究の終了後に、地域（確認を受けた支部など）にむけて活動を報告して下さい。地域の組合員等からの取材や交流にもご協力下さい。

(2) 報告書類の提出

助成を決定する書類とします。不備・不明な点を明らかにできない場合には、助成を取り消します。

①提出書類

書類の名称または内容	書式
2016 年度福祉基金受理報告書	指定書式 A4 版×1 枚
活動事業の報告（対象期間）に関する書類	書式自由（できれば A4 版）
助成対象に関する決算報告書および領収書（コピー不可）	
2017 年度以降の活動計画案	

②締切日時

2018 年 4 月 30 日（日） ※必着

③書類の提出方法

前項 5. (2) ③と同様です。但し、領収証や冊子類等の成果物は郵送でお願い致します。

8. 審査概要と基準

(1) 審査概要

- ①審査会を生活クラブ生活協同組合の理事会承認を受けたメンバーで形成します。2016 年度はエコロ委員、エコロ福祉委員会およびブロック会議から選出された者、エコロ委員会が必要と判断した者で構成します。
- ②審査は一次と二次を行い、一次審査を通過した団体および個人が二次審査を受けます。一次審査は書類による選考です。必要のある場合は、さらに詳しい書類の提出依頼、聞き取り調査をします。
- ③一次審査選考後、速やかに応募者に結果を伝えます。
- ④二次審査は公開性とし、応募団体はプレゼンテーションを行います。審査員それぞれの持ち点による投票を行い、得票数により決定します。審査当日には傍聴席を用意します。
- ⑤エコロ助成の主旨や目的に沿わないと判断した場合、応募を受付けない場合があります。

(2) 審査基準

- ①必要性の高さ、先駆性、新規取組みを優先
- ②地域福祉への貢献度や広がり
- ③公的機関または他の民間機関からの助成と重複しない
- ④活動の意思、詳細な計画、適正に見積もられた予算による
- ⑤継続して支出する費用（人件費・家賃など通常の運営費、経常経費）は対象外

9. 助成金の支払いと返還

- ①助成金として決定した金額を 2017 年 3 月 31 日に、指定された金融機関の口座に振込みます。
- ②助成金の支払い対象期間（2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日）外の支出分は、対象になりません。
- ③決算報告と照合し、助成額との差額（不要金）を生じた場合には、助成金の一部返還を求めます。詳細手続きは、その際に説明します。
- ④助成決定後に、活動事業の内容に変更を生じた場合は、速やかに報告下さい。届け出なく変更された場合や審査基準に反することが明らかになった場合には、助成金の全額返還を求めます。

10. 実施スケジュール

日時	要件
2016 年 8 月 8 日（月）～	エコロ基金（エコロ助成、福祉基金）説明会のお知らせ COMEON かもん、ホームページ、支部運営委員会用資料等
9 月 17 日（土）10：00～11：30	事前説明会開催、応募受付開始
11 月 25 日（金）17：00（必着）	応募締切り ※メール必着、消印有効
2017 年 1 月 21 日（土）10：00～	一次審査会
1 月 23 日（月）～25 日（水）	一次審査結果の公表、通知
2 月 18 日（土）10：00～15：00	二次審査会（公開審査）、2016 年度助成団体の決定
3 月 31 日（金）	助成金の仮支払い（振込み）

11. 福祉基金に関するお問い合わせ・郵送先

生活クラブ生活協同組合 福祉推進部

所在地 〒336-0021 さいたま市南区別所 5-1-11

電話 048-839-4881

以上